

独立行政法人航海訓練所
平成18年度業務実績評価調書

平成19年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

平成18年度業務実績評価：航海訓練所

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

項 目		評 価	評定理由	意見
中期計画	平成18年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化の推進 - 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練体制を構築する。 - 練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等を進める。 - 船内組織と陸上組織を有効に連携・機能させた効率的な組織運営体制を確立する。	- 船員教育のあり方全般の見直し作業の進捗状況を見据えつつ、今後の航海訓練体制のあり方を検討する。 - 平成18年度からの船員法完全適用に伴い、昨年度までの試行結果を踏まえて構築した予備船員制度の運用を開始し、同制度の運用上の問題点を検証する。 - 練習船5隻体制に対応した要員の縮減実行計画及びそれに対応する業務内容を検討し、要員の縮減を図る。	3	次のとおり、年度計画にしたがい組織運営の効率化が進められている。 「船員教育のあり方に関する検討会」のとりまとめの方向性に沿った船隊構成等の検討が始められている。 - 船員法完全適用に伴い、予備船員制度の運用が開始され、並行して当該制度の問題点と対策が検討されている。 - 練習船5隻体制に対応した要員の縮減実行計画及び対応する業務内容が検討されている。	
(2) 人材の活用の推進 - 航海訓練実施のため必要な役職員を確保する。 - 大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等の知見を活用して組織の一層の活性化を図るため、220名程度の人事交流を実施する。	大学等の教育研究機関、海事関連行政機関及び民間の海運会社等と交流目的を明確にした人事交流を44名程度実施する。	3	- 航海訓練実施のため、5名の役員、459名の職員が確保されている。 - 国土交通省、教育研究機関、地方公共団体、民間船社等との間で、60名の人事交流が行われ、組織の活性化が図られている。	- 多数の人事交流は個々の職員の仕事の効率化、活性化などに繋がることから、評価できる。 - 人事交流は予定を大幅に超えている。

(3) 業務運営の効率化の推進 ① 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。 また、業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。	① 一般管理費について、その抑制に係る職員の意識啓蒙を図るとともに、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に6%程度の抑制を図る。 また、業務経費について、中期目標期間中の目標を達成するため、期間中に2%程度の抑制を図る。	3	① 一般管理費について、国内交通費等の節約により、約6%（4,210千円）の抑制が図られている。 業務経費について、船舶修繕費等の節約により、約2%（30,096千円）の抑制が図られている。	・ 中期目標を見据えた積極的な取り組みが結果に結びついており評価できる。
② 外航船員に求められる実戦的な海事英語能力を高めるための訓練を効率的・効果的に実施し、その一環として同訓練の民間開放を推進する。	② 海事英語インストラクターの新たな乗船について、その制約要件となっている滞在資格等の措置に係る手続きを進め、実行可能な訓練内容を民間開放する。	3	② 海事英語インストラクター乗船に係る手続きを進め、一般競争入札によりインストラクター2名を練習船に乗船させ、海事英語訓練の民間開放が実施されている。	
③ 船員教育のあり方全般の見直しに対応した航海訓練業務の効率化を推進する。	③ 船員教育のあり方全般の見直し作業の進捗状況を見据え、航海訓練業務の効率化を検討する。	3	③ 「船員教育のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、受入実習生数の変化や教育訓練の複線化の進展等を仮定し、航海訓練業務の効率化が検討されている。	
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 航海訓練の実施 独立行政法人航海訓練所法に基づき、対象となる学生、生徒等に対し、海運界のニーズを反映した安全で質の高い航海訓練を実施する。	—	—	—	—

(a) 三級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し 日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。 ・管理能力向上に向けた実務訓練 ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練 ・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与 ・SOLAS条約、ISPSコード、SMS等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練	日本人海技者に求められる外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標として、以下の訓練内容の充実・強化を図る。 ・管理能力向上に向けた実務訓練 ・実践的コミュニケーション能力を重視した海事英語訓練 ・ヒューマンエレメント等を考慮した安全管理能力の付与 ・SOLAS条約、ISPSコード、SMS等、安全・環境に係る国際的動向に対応した訓練 ・条約や国内法に基づく訓練を実施するため改正STCW条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を導入するとともに、その検証を行う。	3	・航海船橋当直を一人で行わせたり、整備作業の全てを実習生主体で実施させるなど、管理能力の向上を目的とする訓練の実施に努めている。 ・海事英語アシスタント・アドバイザー及びインストラクター並びに世界海事大学(WMU)への留学又は外地派遣の経験を持つ教官を活用した、実践的な英語によるコミュニケーション訓練が実施されている。 ・ヒューマンエラーの発生要因の説明、事故事例の視聴覚教材を活用して、考察・検討を行わせ、安全管理能力の向上を目的とする実習が実施されている。 ・条約に関係した実習について、背景等を説明し、実際の運用の中で経験させる工夫がなされている。 ・改正STCW条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」を導入し、検証・修正を行いながら、訓練内容の充実・強化が図られている。	
--	--	----------	---	--

(b) 四級海技士養成訓練課程及び指導要領の見直し 若年船員の即戦力化、安全運航に係る能力強化及び環境に係る管理能力の習得を目標とし、以下の訓練内容の充実・強化を図る。 ・ 即戦力化を目指した実務訓練 ・ モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与 ・ 航海当直能力向上のための基礎技能訓練 ・ 「指差呼称」の徹底など安全確認の体得	・ 即戦力化を目指した実務訓練 ・ モーダルシフトを担う環境にやさしい大量輸送機関としての社会的な意義や役割に基づく船員としての職業意識及び責任感の付与 ・ 航海当直能力向上のための基礎技能訓練 ・ 「指差呼称」の徹底など安全確認の体得 ・ 3級海技士用の新たな指導要領等の導入に合わせ、4級海技士についても新たな指導要領等の作成作業を開始する。	3	・ 実習後期に、舷外作業と危険予知訓練を組み合わせる実態に即した実習を展開するとともに、ポンプや原動機等の開放実習を、準備から全て実習生主体で行わせることなどにより、即戦力化の訓練の強化、職業意識の向上に努めている。 ・ 実習生主体の航海当直を実施し、社会的な意義や役割に基づく船員としての自覚と責任感の付与が図られている。 ・ 甲板機械及び機関室各機器の操作実習などにおいて、「指差呼称」等を反復させ、安全確認の徹底が図られている。 ・ 改正 STCW 条約の項目順序に合わせた新たな「指導要領」、「訓練記録簿」及び「実習訓練の評価」の改訂について、改訂案が作成されている。	
(c) 実習生の適正な配乗計画と受け入れ計画及び訓練の達成目標 ・ 船員教育機関の養成定員、受入れ実績等を踏まえた実習生の受入れ計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。 ・ 内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。	・ 各船員教育機関の定員、実績を踏まえ、実習生受入計画を立て、各船員教育機関の養成内容及び関係法令の要件等に基づいて配乗を計画する。 ・ 内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、全員の訓練課程の修了を目指す。	3	・ 各船員教育機関からの受入実績や在籍者数を踏まえ、平成19年度実習生受入計画が立案されている。 ・ 養成内容及び関係法令の要件等を考慮するとともに、新たに創設される六級海技士（航海）課程の乗船実習の受入についての検討が加えられ、平成19年度実習生配乗計画が作成されている。 ・ 内航及び外航のニーズを反映した実習生の知識・技能到達レベルの達成を図るとともに、再指導等の徹底により、訓練課程の修了率が99.5%となっている。	

(d) 訓練機材の整備 ・ 多人数かつ養成課程の異なる実習を一つの船で同時に訓練する状況において、実際の運航場面を通じて効果的・効率的に訓練を行うため、当所が開発したオンボードシミュレータ等の計画的な導入を図る。 ・ オンボードシミュレータに関しては、インストラクターの養成とともに、民間からの人材活用を検討し、訓練効果の向上を図る。 ・ 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、運航設備・訓練設備の更新整備を実施する。	・ 社会環境・科学技術・運航技術の進歩に合わせた航海訓練が実施可能となるよう、国際VHF模擬通信装置や海事英語演習機材等の導入を継続実施する。 ・ 国際基準による訓練体制全般の評価システム(QSS)の実習データ管理に係るシステム構築に向けて、概念設計及び仕様を検討する。	3	・ 国際 VHF 模擬通信装置が日本丸に導入されている。 ・ 英語の視聴覚教材が日本丸に導入され、外国版電子海図が日本丸、海王丸、大成丸、青雲丸に導入され、海事英語演習機材の充実が図られている。 ・ 海事セキュリティ訓練教育教材が全船に導入され、条約等に対応した訓練の充実が図られている。 ・ 海王丸及び銀河丸に配線工事実習用資材、銀河丸及び青雲丸に実習用「渦巻きポンプ」、「ギヤポンプ」を導入するなど、「即戦力化」実習に努めている。 ・ 資質基準システム(QSS)の実習データ管理に係るシステムの構築に向けて、既存の「実習訓練情報システム」を活用した設計及び仕様を検討し、そのプログラムの変更及びデータ管理用ハードウェアが更新されている。	
(e) 意見交換会の開催 ・ 内航及び外航の初級船舶職員に要求される技術レベル及びその他のニーズを的確に把握するため意見交換会を年間15回程度開催する。 ・ 海運業界が訓練現場を視察する場を設ける等、海運業界等との対話、連携を強化する。	・ 内航及び外航業界のニーズを的確に把握するため意見交換会を15回程度開催する。 ・ 海運業界が訓練現場を視察する機会を設ける等、海運業界等との対話を積極的に行い、連携強化を図る。	3	・ 船員教育機関及び海事産業界等との意見交換会を19回開催し、ニーズの把握に努めている。 ・ 練習船視察会と併せて意見交換会を実施し、内航海運及び中小の外航海運関係者との連携が図られている。 ・ 「船員教育のあり方に関する検討会」委員の練習船視察会が実施されている。(練習船視察会実施回数 計8回)	・ 多くの外部機関と意見交換を通して継続的な組織の見直し、効率化、運営方法の改善が図られている。 ・ 意見交換会が大幅に予定を上回っている。 ・ 外部との意見交換会が積極的に運営されており、将来に結びつく取り組みとして評価できる。

(f) 実習生による評価 ・ 実習生による訓練評価により、訓練に係る問題点を把握し速やかに改善する。 ・ 実習生の種類及び科並びに船種を選定したうえ、訓練期間の初期及び終期に実習生による訓練評価を年間20回程度実施する。	・ 訓練に係る問題点を把握し、速やかに改善するため実習生の種類及び科並びに船種を選定し、訓練期間の初期及び終期にアンケート調査方式で、実習生による訓練評価を20回程度実施する。	3	・ 実習生による訓練評価が20回実施されている。 ・ 調査結果を集計・解析し、実習生の満足度等を定量的に把握するとともに、満足度が低かった実習等については、原因を考察し、対策を現場へフィードバックし、訓練に係る問題点の改善が図られている。	・ 訓練評価の実施が、訓練方法及び教育内容等の改善に寄与するところが大い。
(g) 職員研修 ・ 職員の資質・能力の向上を図り、人材の適切な配置に資するため、職員の階層に応じた研修計画を策定し、組織としての能力向上を図る研修体制を構築する。 ・ 航海訓練・研究活動の活性化を図るため、世界海事大学等の海外の教育研究機関への留学を推進する。 ・ 期間中に延べ500名以上に対し研修を実施する。	・ 職員の職務別、階層別に能力と適正の観点から研修計画を、より効果的な研修の実施方法と合わせて策定する。 ・ 内部研修及び外部の研修実施機関等への委託研修を延べ100名以上に実施する。 ・ 海事関連行政機関等から受け入れる研修員の知見を積極的に活用した船内における研修の実施を図る。 ・ 職員1名の海外留学について、国土交通省等の協力を得て継続実施する。	3	・ より多くの職員に対して研修を実施できるよう、練習船に講師を招いて研修を行う方法が試行されている。 ・ 内部研修及び外部への委託研修を合わせ、延べ214名（海技職及び教育職職員183名、行政職31名）に対して研修が実施されている。 ・ 海事関係行政機関等から受け入れた研修員の知見を積極的に活用した船内における研修が実施されている。 ・ 世界海事大学（WMU）「海事教育訓練コース」への留学（職員1名）が継続されている。	・ 効果的な研修が実施されており評価できる。 ・ 研修者数が予定より大幅に多い。 ・ 研修の数が、計画を大幅に上回っていることは、資質・能力の向上に役立つと考えられ評価すべきと思う。 しかし、広範・多様化する業務との兼ね合いを考えると、予定を大幅に上回ることを評価するためには、その理由や、アウトカムについての説明が必要だと考えられる。

(h) 安全管理の推進 - 船舶安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図る。 - 自主的に導入した船舶安全運航管理システムについて、更に国際安全管理規則（ISMコード）認証を任意取得し、組織内の安全風土を確立し、安全管理体制の充実と事故防止の徹底を図る。 - ITの活用を含め陸上からの船隊支援体制を以下のとおり強化する。 ① 台風等対策支援チームの設置 ② 台風等に係る避泊地情報データベースの充実 ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化 - 健康保持増進計画に基づき、心身両面にわたる乗組員・実習生の健康保持増進活動を推進する。 特にメンタルヘルスに関する相談・指導・助言体制を充実する。	- 安全運航管理システム及び船舶保安体制について、監査などを通じて定期的に見直しを行い、安全運航及び船舶保安を維持するとともに、海洋環境の保護を図るため、次の事項を実施する。 ① 見直し及び改善を実施した船舶安全運航管理システムに基づき、任意ISM認証を取得する。 ② 組織内安全風土の確立に向けた活動を推進するとともに、緊急事態等に対応した演習を実施する。 ③ 船陸間情報通信ネットワークの強化を図るため、サーバの更新準備と各船及び各課のデータベースを構築する。 必要に応じ、台風等対策支援チームを設置し、台風等に係る避泊地情報データベースを構築して、その充実に向け情報収集と共有を図る。 ④ 健康保持増進計画を策定し、その活動を推進する。 特に生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を検討する。 また、メンタルヘルス活動の質を高め、全職員のメンタルヘルスに関する意識の向上を図るとともに、効果的な実施方法を検討する。	3	① 陸上組織である本所は、平成18年9月29日に適合認定書（DOC）を、練習船については平成19年3月14日を以て、5隻全てが船舶安全管理認定書（SMC）を取得し、任意ISM認証が取得されている。 ② 「海王丸海難事故の日」及び「緊急対応能力強化週間」の設定や、テロ対応合同訓練に参画する等、組織の安全管理体制の充実に努めている。 また、安全推進室関係のデータベースの充実に図られ、インシデントが発生した場合には、注意喚起とともに情報の共有化図られている。 ③ ネットワークセキュリティのためサーバ更新の準備を進めるとともに、通信士全員にシステム研修を実施するなど、ネットワーク管理の強化・充実に努めている。 台風等に対して、台風対策支援チームが設置される等、陸上からの支援体制が確立されているとともに、各練習船の実績情報を収集し、避泊地情報データベースが構築され、情報の共有化が図られている。 ④ 「平成18年度健康保持増進計画」が策定され、健康保持増進活動が推進されている。特に、生活習慣病及び依存症予防の具体的な対策を含め、産業医による訪船指導、個別相談等が試行されている。 また、全職員のメンタルヘルスに関する意識の向上を図るために、練習船1隻に対して2回の訪船カウンセリング及びセミナーが計画・実施されている。 *1隻については、天候の事由により1回の実施となった。	- 具体的な項目が多々取り上げられているので、真剣に対応していると判断する。 - 安全運航システムが構築され、任意ISM認証を取得された。これは優れた実施状況と評価できる。 ①システムのPDCA継続により安全運航の達成。 ②訓練生に対する品質管理システムの教育の訓練。 5隻全てがSMCを取得した。また、メンタルヘルスに関する取組みは評価できる。 - 安全管理の取り組みとして将来を見据えた積極的な業務が遂行されており評価できる。
---	--	----------	--	--

(i) 自己点検・評価体制の確立 - 自己点検・評価の質の向上を図るため、その体制の改善を図る。 - 訓練による実習生の知識・技能到達レベルを明確にするなど、訓練内容の透明性を高めるとともに、新たに導入された国際基準による訓練体制全般の評価システムを活用して訓練の質の一層の向上を図る。	- 新たな教育査察の形態を試行するとともに、任意ISM認証を取得し、自己点検・評価体制の改善を図る。 - 国際基準による訓練体制全般の評価システム(QSS)を運用し、訓練の質の向上を図るとともに、各項目ごとの実習訓練評価基準を策定する。	3	5段階評価を用いた新たな実習訓練評価基準に基づく教育査察を試行するとともに、資質基準システム(QSS)並びに、任意ISM認証の取得に伴う安全管理システム(SMS)の内部監査も同時に実施し、自己点検・評価体制の改善が図られている。 - 各船に対して年1回、合計5回の教育査察を実施し、評価シートによる査察結果を全船に周知するとともに、情報の共有化とともに、業務運営の向上に努めている。 - 資質基準システム(QSS)の適正な運用に向け、民間コンサルタント会社を活用し、資質基準システム運用マニュアルの改訂(第4版)が実施されている。 - 内部評価委員会を3回開催し、組織運営及び業務運営の効率化、船社との意見交換、関係機関との連携等に係るアドバイスや指摘をもとに、各分野での改善に努めている。	- マニュアルの改訂をしたことは評価できる。 - 継続的な内部監査、評価を通して組織運営の改善に努めている。
(2) 研究の実施 独立行政法人航海訓練所法に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。 グループ研究体制の強化・充実を図り、船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。	研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす独自性を踏まえ、グループ研究体制の強化・充実を図りつつ、共同研究と併せ船員教育訓練及び船舶運航技術に関する研究活動を重点的に実施し、研究成果を航海訓練に活用する。	—	—	—

(a) 研究件数 研究件数に関し、期間中30件程度の独自研究、25件程度の共同研究を実施する。	新規項目及び継続項目を合わせ - 独自研究については18件（新規3件、継続15件） - 共同研究については15件（新規3件、継続12件）程度を実施する。	3	- 独自研究については18件（新規2件、継続16件） - 共同研究については16件（新規3件、継続13件）が実施されている。	
(b) 研究体制の充実と研究活動の活性化 - 研究活動の質的向上及び研究テーマの適正な選択に向けて、評価体制を充実するとともに、外部研究機関等との研究交流を拡大する。 - 各研究成果の指標化を図る。	研究項目の整理・見直しを行うとともに、次に掲げる研究テーマの重点化を進める。 - ヒューマンエレメント（オンボードシミュレータの活用） - 地球環境保全 - 資質教育（心理学的見地を含めた資質教育の検証） グループ研究体制の強化を進め、研究成果の航海訓練への反映を図る。	3	- 研究項目を「教育方法」、「運航技術」に整理し、研究テーマの重点化が図られている。 - 地球環境保全では、「船舶の主機関及び発電機関から排出されるPMの特性調査」の研究成果が、日本マリンエンジニアリング学会で報告されている。 「練習船における資質訓練に関する研究」及び「船舶職員養成における座学課程と練習船実習の効率的連携に関する調査研究」について、グループ研究体制を強化し、実習訓練の向上に努めている。	実船を擁し、教育・訓練機関としての適切な研究テーマを設定することは重要である。
(3) 社会に対する成果の普及・活用促進（付帯業務の実施） 独立行政法人航海訓練所法に基づき、船員教育訓練及び船舶運航関係の知識・技術及び研究成果に関し普及・活用を図る。 組織の特徴を活用し、一般国民に対する海事思想の普及業務及び広報活動を推進する。	独立行政法人航海訓練所法第11条第3号に基づき、次の付帯業務の実施を図る。具体的には次の事項の達成を図る。	—	—	—

(a) 技術移転の推進に関する業務 ① 国土交通政策と連携するため、海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等から、期間中に15機関程度、合計300名程度の研修員を受け入れる。 また、IMOやILOの動向を踏まえた新たな研修を積極的に受け入れる。 ② 海外の政府機関等の要請に応じ、期間中に5名程度の船員教育専門家を派遣する。 ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、期間中に延べ95名程度職員を派遣する。 ④ 国際会議へ6件程度参画するとともに、外国の船員教育機関との交流を図り、国際的連携を深める。	① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10機関程度から合計60名程度の研修員を受け入る。 ② 期間中の新規派遣計画は未確定であるが、国外の政府機関等の要請に応じ、2名の船員教育専門家派遣を継続する。 ③ 関係委員会等の要請に応じ、専門分野の委員等として、延べ19名程度職員を派遣する。 ④ 技術移転等を推進するため1件程度の国際会議等に参画し、国際的連携を深める。 また、WMU留学経験者の人的ネットワークや練習船の海外寄港地等での交流などを通じ、国際的連携を深める。	3	① 海事関連行政機関及びJICAを通じた海外2機関を含む船員教育機関、13機関から延べ272名の研修員が受け入れられている。 ② 船員教育専門家派遣について、 ・インドネシア1名の派遣を終了し、 ・フィリピン1名が継続派遣されている。 ③ 専門分野の委員として26名の職員が延べ40の委員会等の委員として派遣されている。 ④ 技術移転等を推進するため、「Global MET」の国際会議に参画するとともに、「INSLC」において研究成果の発表・論文発表が行われている。 「International Seminar on the Maritime Labor Convention 2006」に国内検討委員として職員を派遣し、国際関係の海事行政分野に貢献するとともに、IMOの海上安全委員会等に出席し、国際的動向把握に努めている。 また、当所の世界海事大学(WMU)留学経験者がバンコクで開催された人的ネットワークを強化するためのWMU笹川フェローセミナーでの議長を務めている。 日本研修のため来日したWMU笹川奨学生が練習船を見学するなどして、職員と交流を持ち、国際交流に努めている。	・ 海外からの研修生受け入れの具体的成果が示されていることは評価できる。 ・ 職員の能力を活かした社会貢献に寄与している。 ・ 研修員の受入が予定の4倍以上あり、専門分野の委員の派遣が2倍以上であることは評価できる。 ・ 計画を大きく上回る数の研修生の受け入れ、専門分野の委員の派遣、国際会議への参加は評価できる。
---	---	----------	--	--

(b) 研究成果等海事に係る知見の普及・活用 - 研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開する。 - 研究成果の活用を推進するため、ホームページに各研究成果の概要を掲載する。 - 研究成果の積極的な情報開示に努め、船員教育機関が取り組むべき新たな教育訓練の方法を広く提言する。 - 船舶の安全運航、海洋環境対策等の船舶運航技術に関して練習船で実施が可能な研究は、積極的に外部研究機関等と連携し、実船による諸データ及びその解析結果等を広く提供する。 30件程度の論文発表並びに30件程度の学会発表を行う。 また、必要に応じて特許の出願を図る。	- 研究活動に関してその成果を定期的に刊行物として公開する。 - 研究成果の活用を推進するため、航海訓練所のホームページに各研究成果の概要を掲載する。 - 研究終了項目及び継続項目から6件程度の論文発表並びに6件程度の学会発表を行う。 また、必要に応じて特許等の出願を図る。	4	- 調査研究時報を2回及び諸報を3回（掲載計23編）発行し、所内外関係先に配布されている。 - ホームページに各研究成果の概要を掲載し、積極的な情報開示に努めている。 10件の論文が発表されている。 11件の学会発表が行われている。	- 論文の発表、学会発表数が計画を大きく上回り評価できる。 - 研究発表に優れた実施状況が認められる。 - 研究活動が極めて活発である。 - 組織としての環境整備が成され、現場に反映されており評価できる。
---	--	----------	---	---

(c) 海事思想普及等に関する業務 国民の海への関心を高め、海上輸送の重要性や航海訓練を含めた船員教育の意義・役割への理解を深めるという観点から、当所が担うべき海事思想の普及等に関する業務の改善方策を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含め、より積極的に海事思想の普及、広報の実施を図る。 ・ 国や地方自治体主催の各種イベント等に、集客力の高い練習船を活用して積極的に参加し、地域と連携して海事思想の普及を図ることとし、一般公開及び練習船見学会を年４５回程度実施する。 ・ 練習船機能を活かして、青少年の体験航海を実施する。 ・ マスメディア、インターネット、広報誌等を活用し、業務成果を広く一般に発信する。	広報委員会を積極的に活用すること等により、当所が担うべき海事思想の普及及び広報に関する業務の改善方策を検討し、海運業界や他の船員教育機関との連携を含めた次の業務を実施する。 ① 練習船の寄港地における一般公開を２５回程度実施する。 ② 練習船の寄港地近隣の小中学校児童等を対象とする練習船見学会を２０回程度実施する。 ③ 海王丸において青少年等の体験航海を実施する。 ④ 前年度から試行し、好評であった訪問型海事思想普及活動について、発展継続させる。 ⑤ 必要とされる情報、業務成果をマスメディア、ホームページ、広報誌（ナイスティー）、訓練レポート（年度実績報告）、パンフレット、研究報告書及び研究発表会等を通じ積極的に広報することにより更なる情報の発信を行う。 ⑥ 練習船の一般公開時や海フェスタ等の海事関係イベントに参加し、当所及び航海訓練に関する広報活動を行う。	3	① 寄港要請に対応して、一般公開が２７回実施され、合計８５，６２９名が練習船を見学している。 ② 練習船見学会が１９回実施され、合計１，３８０名の児童・生徒が見学している。 ③ 海王丸において、青少年を対象とした体験航海が８回（国内７回、遠洋航海１回）実施され、１３５名が参加している。 また、係岸中の海洋教室が２回実施され、７２名が参加している。 ④ 小学校、児童館を訪問して、海や船の話をする訪問型海洋教室が、東京、岡山、横浜において計４回実施されている。 ⑤ マスメディア、ホームページ、広報誌、訓練レポート等を通じ、各種情報、業務成果などが積極的に広報されている。 ⑥ 各寄港地における港まつりや「海フェスタ富山」などのイベントに参加し、広報ブースを設営して、航海訓練所及び航海訓練に関する広報が行われている。 また、横浜庁舎１階ロビーにおいて練習船模型の展示が継続されている。	・ 海事思想普及に大きく貢献している。 ・ 海事思想の普及について盛んに努力がなされている。 ・ 積極的な取り組みにより現場と一体となったの普及活動が運営され結果に結びついている。
--	--	----------	--	--

3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 組織の業務範囲において、自己収入の確保を図る。 具体的には、新たに海技士身体検査証明書の発行費用等の徴収を図ることとする。	- 乗船実習証明書の再発行手数料、運航実務研修に係る研修費及び船員教育機関等からの委託に係る受託料等を収受する。 - 新たに海技士身体検査証明書の発行費用の徴収を開始する。	3	- 乗船実習証明書再発行手数料、運航実務研修に係る研修費、船員教育機関等からの委託に係る受託料、などの収受を引き続き行い、自己収入の確保に努めている。 - 海技士身体検査証明書の発行手数料の収受を開始している。 平成18年度の自己収入実績は24,013千円であった。	
(2) 予算、収支計画及び資金計画 - 予算 - 収支計画 - 資金計画	- 年度計画参照 - 年度計画参照 - 年度計画参照	3	計画にしたがい適正に執行されている。 随意契約については、規程に基づき適切に執行されている。	
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,200百万円とする。	—	※ 平成18年度は該当なし	
5. 重要財産の処分計画 なし	5. 重要財産の処分計画 なし	—	※ 平成18年度は該当なし	
6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。	6. 剰余金の使途 期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備・訓練機材等の整備、安全管理の推進、研究調査費に充てる。	—	※ 平成18年度は該当なし	

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。 ① 東京港晴海棧橋の老朽化に対する安全確保のための改修工事を行う。 ② 効果的な訓練機材の配備充実を図る。	「東京港晴海専用棧橋」の老朽化に対する安全確保のための改修工事を着工。	3	関係官公庁への事前説明を行い、平成19年3月に施工業者を決定し着工されている。	
(2) 人事に関する計画 上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。	上記の各般の業務運営の効率化を通じて、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに人件費(退職手当等を除く。)について5%以上の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める	3	・ 中期計画に掲げる削減計画が平成18年度に達成されている。 ・ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しが進められている。	・ 中期計画に掲げる削減計画が平成18年度の単年度に達成されたことは評価できる。

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成18年度業務実績評価調書：航海訓練所

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評価理由
	○			各項目の合計点数＝70 項目数（23）×3＝69 下記公式＝101％

＜記入要領＞

- ・ 個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120％以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100％以上120％未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80％以上100％未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80％未満である場合には、「要努力」とする。
- ・ 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総 合 評 価

（法人の業務の実績）

航海訓練における安全管理への積極的な取り組みをはじめとして、法人の使命、目標に則して、新たな制度変更や政策展開に対応した措置が有効にとられており、総合的に見て中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 年度計画については、可能な限り数値目標を盛り込むなど、一層具体的な記述をすべきである。
- ・ 海運業界との情報交換を通して、教育の質の改善に結びつく成果が生まれることを期待したい。
- ・ 人員の削減が進む中で、個々の構成員の能力の向上、努力が重要であるという観点から、公正な個人評価体制を検討すべき段階と思われる。
- ・ 積極的な自主改善努力が実施されていることは評価するが、PDCAサイクルを確実に実施し、一層の柔軟性を持って対応して頂きたい。

（その他推奨事例等）

海事思想の普及のために練習船の一般公開を行い、多くの見学者を集めるという意味では一定の成果を上げており評価できる。今後は、海事教育、海事思想が広く国民に広報されるよう、報道各社や論説委員等との意見交換などを設けるのも効果が高いと思われる。